

裁判所ってどんなところ?

裁判のギモンに
お答えします!

裁判所 NAVI



私たちの生活と 裁判所



私たちは、毎日、社会生活のルールに従って生活しています。そのようなルールとしては、国民の代表者によって作られる法律や個人の間での取り決めである契約などがあります。しかし、ルールを作つても、守られなければ何にもなりません。ルールが守られないことによって生じる紛争を公平適正に解決する役割を果たしているのが裁判所です。

最高裁判所 大法廷



平成30年7月撮影

また、裁判所は、罪を犯した疑いで起訴された人について、適切な手続に従って、
有罪か無罪か、有罪のときにどのような刑罰を科すべきかを決定します。

このように、裁判所は、公平な裁判を通して、不法な侵害から私たちの権利と
自由を守り、社会の正義を実現しているのです。

わが国の裁判所制度

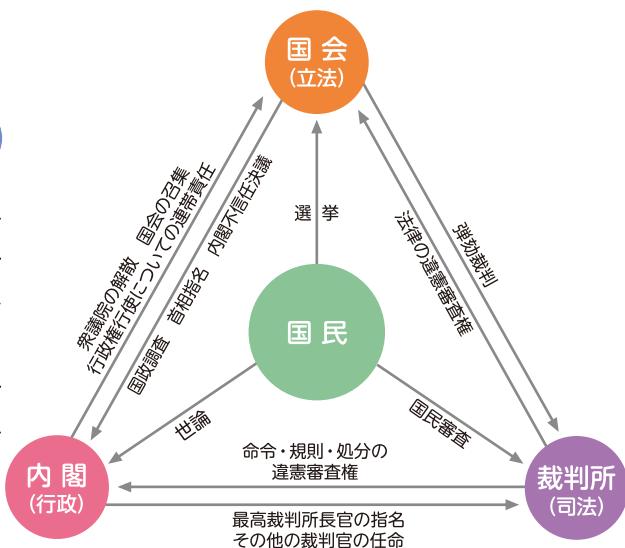
日本国憲法の制定

日本国憲法は、昭和 21 年 11 月 3 日に公布され、翌 22 年 5 月 3 日から施行されました。

日本国憲法では、基本的人権の尊重と国民主権の原則のもとに、三権分立制度が確立され、裁判所は、国会や内閣から完全に独立した司法権の主体となりました。さらに、裁判所には、法律等が憲法に違反しているかどうかを判断する違憲審査権が与えられました。

三権分立

三権分立制度とは、国の立法権、行政権、司法権をそれぞれ独立した機関に分け与えることによって、一つの機関に権力が集中して、濫用されるおそれをなくすための仕組みのことです。



三審制

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の 5 種類があり、役割分担がされています。

事件の内容によって、簡易裁判所か地方裁判所あるいは家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われます。その裁判に納得がいかないときは、上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第二審）。その裁判に憲法の違反があるときなどには、さらに上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第三審）。最高裁判所は、終審の裁判所ですから、その裁判は最終のものとなります。

裁判所の種類

最高裁判所

大法廷(1) (15人の合議制)

小法廷(3) (各5人の合議制)

高等裁判所の裁判に対してされた不服申立て（上告等）を取り扱う最上級、最終の裁判所です。



高等裁判所

(3人の合議制)

【本庁 8庁(支部6庁)】

東京（※知的財産）、大阪、名古屋（金沢）、広島（岡山・松江）、福岡（宮崎・那覇）、仙台（秋田）、札幌、高松

地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の裁判に対してされた不服申立て（控訴等）を取り扱います。

※知的財産高等裁判所は、東京高等裁判所の特別の支部として設けられています。



地方裁判所

(1人制または3人の合議制)

※裁判員裁判では、原則裁判官3人、裁判員6人の合議制

【本庁 50庁】

都道府県庁のある47か所のほか函館、旭川、釧路の3か所

【支部 203庁】

民事事件、刑事事件の第一審を簡易裁判所と分担して取り扱います。



家庭裁判所

(1人制または3人の合議制)

【本庁 50庁】

都道府県庁のある47か所のほか函館、旭川、釧路の3か所

【支部 203庁】

【出張所 77か所】

家事事件、少年事件、人事訴訟事件などを取り扱います。

簡易裁判所

(1人制)

【438庁】

争いとなっている金額が比較的小額の民事事件と比較的軽い罪の刑事案件のほか、民事調停も取り扱います。

いろいろな裁判

民事裁判・民事調停

貸したお金を返してくれないなど私たちの日常生活に起こる法律上の争いを判断して、解決するのが民事裁判です。

民事裁判は訴えの提起により開始します。訴えた方を原告、訴えられた方を被告といい、代理人を選任することができます。裁判官が、法廷で、双方の言い分を確かめ、証拠を調べた上で、法律に照らし判決を言い渡すほか、双方が合意して和解することもあります。

また、お互いに譲り合って円満解決するために裁判官と調停委員のあっせんで、話し合いによる争いの解決を図る「民事調停」という非公開の手続もあります。

民事単独
法廷



① 裁判官 ② 裁判所書記官 ③ 裁判所事務官 ④ 原告代理人 ⑤ 被告代理人

民事裁判では、裁判官と当事者がだ円形のテーブルを囲んで着席することのできる「ラウンドテーブル法廷」も利用することができます。裁判官も当事者も、お互いにリラックスした雰囲気で話をすることができます。

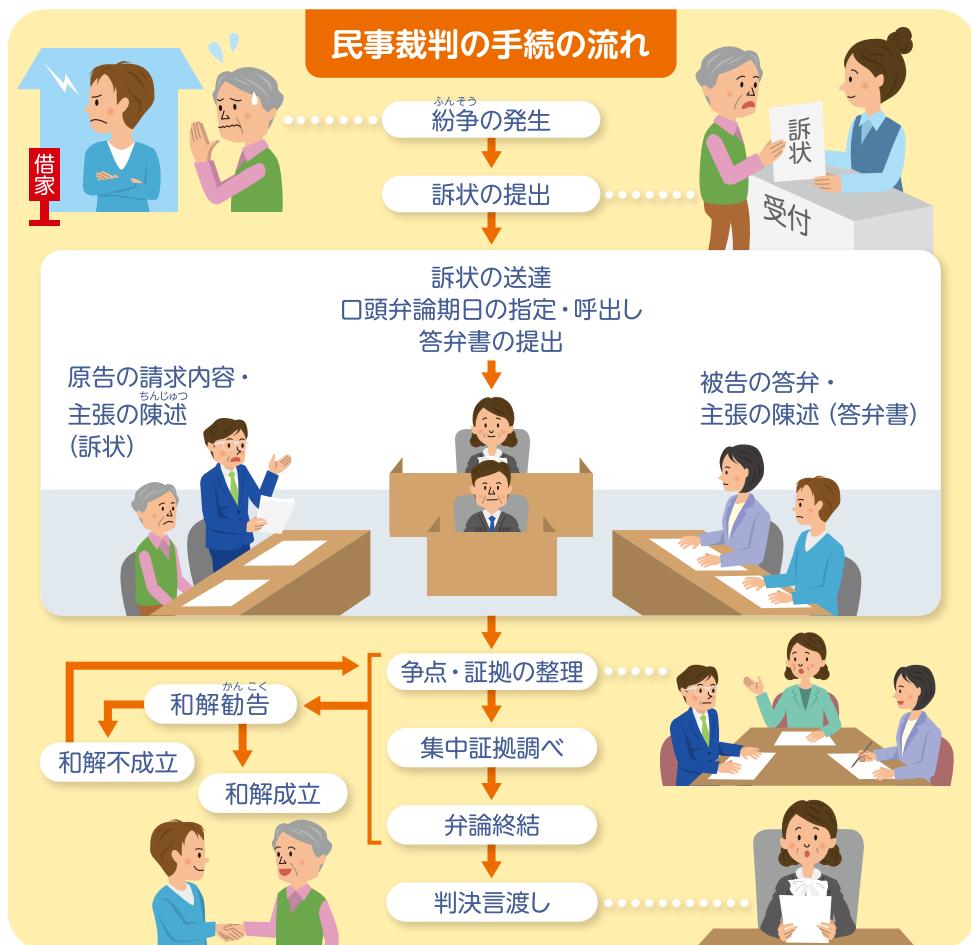
ラウンド
テーブル
法廷



また、簡易裁判所では、60万円以下のお金の支払を求める少額訴訟という手続があります。これは、当事者にとってなるべく少ない負担で早く簡単にトラブルを解決することを目的とした手続で、原則として、1回の期日で審理を終え、すぐに判決を言い渡すこととされています。この手続では、よくラウンドテーブル法廷が使用されています。

行政訴訟

民事裁判の一種に、行政訴訟があります。行政訴訟は、国や地方公共団体などの行政機関が法律に違反することをして、国民の権利を損なった場合などに、その誤りを正すための裁判手続です。



刑事裁判

例えば、どこかの家に泥棒が入り、お金や物を盗んで家の人にけがをさせたとしましょう。警察官は、こうした犯罪を捜査し、ある人を犯人だと判断すると、検察官に報告します。検察官は、さらに捜査し、処罰を求める必要があるということになれば、その人を裁判所に起訴します（公訴の提起）。

裁判所では、検察官と起訴された人（被告人）やこれを弁護する弁護人の言い分をよく確かめ、それぞれの側から出された証拠を調べ、被告人が本当に犯人であるかどうかを判断します。犯人ではないと判断した場合、あるいは、犯人であるとの確信を持てない場合、被告人に無罪の判決を言い渡しますが、犯人に間違いないということになれば、被告人に有罪の判決をし、刑を言い渡します。

なお、平成 20 年 12 月 1 日から被害者参加制度が導入されました。

被害者参加制度とは、殺人や性犯罪などの被害者やその遺族等が、裁判所の許可を得て、公判期日に出席したり、自ら被告人に質問したりして刑事裁判に参加する制度です。

刑事合議
法廷



- ① 裁判官 ② 裁判所書記官 ③ 裁判所速記官 ④ 裁判所事務官 ⑤ 檢察官 ⑥ 弁護人 ⑦ 被告人

刑事裁判の手続の流れ



事件発生

検察官の公訴提起(起訴)

公判前整理手続

争点及び証拠の整理

審理予定の策定

(裁判員裁判では、必ず行う。)

裁判員等選任手続(裁判員裁判)



冒頭手続



人定質問

検察官の起訴状朗読

黙秘権の告知

被告人、弁護人の被告事件についての陳述



冒頭陳述

犯罪事実に関する立証

(検察官、被告人・弁護人)

情状に関する立証

被告人質問

弁論手続



検察官の論告・求刑

弁護人の弁論

被告人の最終陳述

弁論終結

評議(最終評議)
評決

判決の宣告

裁判員制度

裁判員制度は、国民のみなさんに地方裁判所の刑事裁判に参加してもらい、^{ひこく}被告
にん人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度で、平成21年5月21日から始まりました。



裁判員裁判の様子

裁判員に選ばれるまでの流れ

名簿の作成と 調査票の送付

裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、地方裁判所ごとに名簿を作ります。名簿に載った方には、お知らせとともに、裁判員になれない事情などを尋ねるための調査票が届きます。

質問票の送付

事件ごとに、名簿の中からさらにくじで裁判員候補者を選びます。選ばれた方には、「選任手続き日のお知らせ」とともに、辞退事由の有無などを確認するための質問票が届きます。

裁判員の選任

裁判所で、辞退希望の有無などについてお聞きする手続があり、最終的にくじにより裁判員が選ばれます。

裁判員がすること

公判に立ち会う

法廷で証人の話を聞いたり、証拠を調べたりします。

評議・評決

裁判員と裁判官が一緒に話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

判決宣告に立ち会う

裁判長が判決を言い渡す際に立ち会います。



評決の様子（広報用映画「裁判員」より）

裁判員裁判の対象となる事件（代表的なもの）

殺人	人を殺した場合
強盗致死傷	強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させてしまった場合
傷害致死	人に暴力をふるうなどしてけがをさせ、その結果死亡させてしまった場合
危険運転致死	ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させてしまった場合
現住建造物等放火	人の住む家に放火した場合
保護責任者遺棄致死	親が子供に食事を与えず、放置したため死亡してしまった場合

家事審判・家事調停・人事訴訟

家事審判・家事調停は、夫婦や親子関係などの問題を解決する手続です。解決のためには、特に打ち解けた雰囲気の中で、できる限り他人には知られずに手續が進められることが大切ですから、家庭裁判所において、非公開の手續で和やかに行われ、家庭裁判所調査官がかかわることもあります。

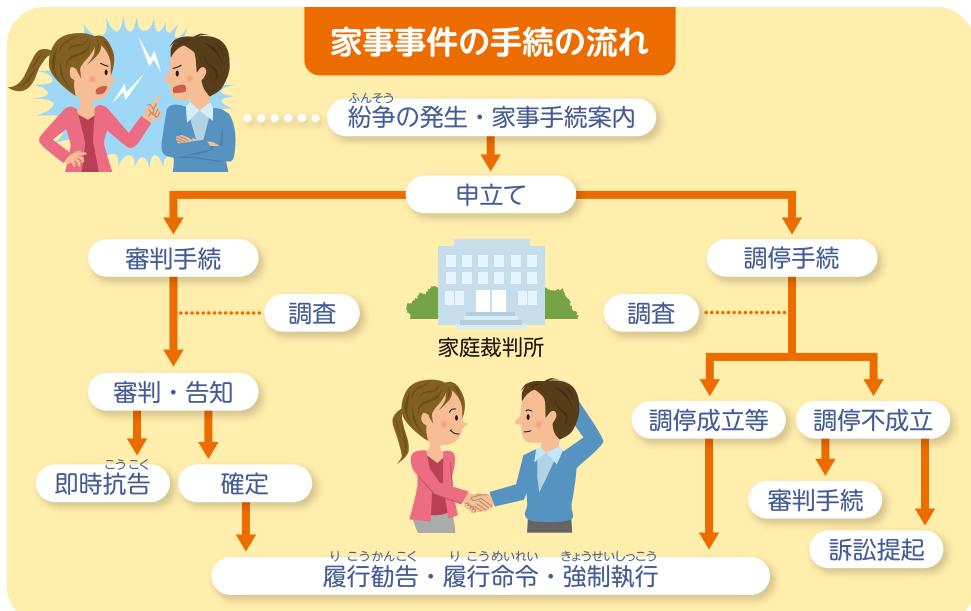
審判では、未成年者の養子縁組や後見人の選任などについて、裁判官が事情を調べて適切な判断をします。

調停では、離婚や遺産分割などで対立している当事者の話を聴き、事情を調べた上、納得のいく、公平で妥当な解決ができるようあっせんします。調停で解決できなかつた場合、養育費や遺産分割などについては、審判手續に移り、離婚などについては人事訴訟を起こすことになります。

人事訴訟は、民事裁判の一種ですが、家庭裁判所が取り扱います（手續の流れは、6頁の「民事裁判の手續の流れ」を参照）。



- ① 裁判官(又は調停官) ② 調停委員
③ 家庭裁判所調査官 ④ 裁判所書記官
⑤ 当事者



少年審判

罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、家庭裁判所で調査、審判をします。審判は非公開の手続で、和やかさのうちに厳肃さをたたえた雰囲気で行われ、本当に過ちを犯したかどうかだけでなく、過ちを犯した背景事情もよく調べた上で、再び過ちを犯すことがないよう、本人にとって最適な措置が決められます。一定の重大な事件では、被害者などが審判を傍聴することもあります。



- ① 裁判官
- ② 裁判所書記官
- ③ 家庭裁判所調査官
- ④ 裁判所事務官
- ⑤ 少年
- ⑥ 保護者
- ⑦ 付添人

少年事件の手続の流れ



事件の発生・非行少年

送致・通告・報告

調査

審判不開始

審判

観護措置

試験観察決定

保護処分 少年院送致、児童自立支援施設・児童養護施設送致、保護観察

知事又は
児童相談所長
送致

検察官送致

不処分

抗告

高等裁判所

公訴提起

地方(簡易)裁判所

裁判に携わる人々

裁判官

裁判官に任命されるためには、まず、司法試験に合格し、司法修習生として一定期間修習することが必要です。この修習を終え、もう一度試験に合格すると初めて裁判官、検察官、弁護士になる資格を取得するのです。裁判官は、この資格のある人の中から任命されます。もっとも、簡易裁判所の裁判官は、そのような資格がなくても、その職務に必要な学識経験があれば、任命されることがあります。

最高裁判所の裁判官は、15人のうち少なくとも10人は法律専門家でなければなりませんが、最高裁判所の果たす重要な使命から、しきけん識見が高く、法律のことをよく知っている人であれば、法律専門家でない人も、任命することができることになっています。



裁判官の法服（男性）

裁判所職員

裁判所には、裁判官のほかに、たずさ裁判の仕事に携わる人として、裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、執行官などの職員がいます。

裁判所書記官

ほうてい 法廷に立ち会い、裁判の手続や証言を記録する調書を作成したり、法令や判例を調査したり、裁判手続が円滑えんかくに進行するように、弁護士、検察官、当事者と打合せをしたりします。

裁判所速記官

法廷での発言内容を速記で記録し、速記録を作成します。

家庭裁判所調査官

家事事件や人事訴訟事件で、子どもの養育状況などに関する調査を行ったり、少年事件で、少年が非行に至った動機や経緯、生育歴、性格、生活環境などの調査をしたりします。

Q&A

裁判所事務官

裁判部や事務局に配置されます。裁判部では、裁判所書記官のもとで、各種裁判事務を担当するとともに、法廷での審理が始まる前の準備をしたり、証人尋問の手続の補助をしたりします。また、事務局では、裁判所の庶務、人事、会計などの仕事をします。

執行官

財産の差押えや家の明渡しをするなど裁判で命じられたことが行われないときに、その内容を強制的に実現したり、競売不動産の現況調査などをを行うことを主な仕事としています。

この他にも、裁判に登場する人物として、専門委員、調停委員、司法委員、参与員、労働審判員等がいます。詳細は、裁判所ウェブサイトに掲載されていますので、ご参照ください。



全国に裁判官は何人いるの？

A：いろいろな種類の裁判所の裁判官をすべて合わせると、全国には、約3,480人の裁判官（うち、女性は、約790人）がいます。

（令和元年12月現在）



法服の色はどうして黒なの？

A：法服の色は、大審院（戦前の最上級裁判所）の時代から黒色とされています。法服は、厳肅（げんしゆく）に秩序正しく手続が行われなければならない法廷において、人を公正に裁くべき者の職責の厳しさを象徴（じょうしゆく）するものとしてその着用が義務付けられているものです。黒色とされたのは、黒色が他の色に染まることはないという点で、公正さを象徴する色として最適なものであると考えられたためといわれています。



裁判官の法服（女性）



裁判にはどのくらいの時間がかかるの？

A：裁判にかかる時間はその事件によってさまざま、一概には言えませんが、事件を受け付けてから終局するまでの期間の平均は、民事裁判では、地方裁判所で9.5月、簡易裁判所で2.8月、刑事裁判では、地方裁判所で3.4月、簡易裁判所で2.4月となっています。

（令和元年の司法統計による）



<https://www.courts.go.jp/>

裁判所

検索

最高裁判所事務総局

東京都千代田区隼町4-2

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

写真及びイラスト以外の転載は自由です。

令和2年10月発行